

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針

平成28年6月
金融庁監督局
農林水産省経営局

【改正履歴】

制定：平成28年6月21日付け金監第1770号・28経営第70号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

一部改正：平成29年5月30日付け金監第1325号・29経営第524号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針

農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の監督に当たっての基本的考え方並びに地方支部局(地方財務(支)局(財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所)、地方農政局(北海道を含む。)及び沖縄総合事務局。以下同じ。)及び都道府県の事務処理手続きについては以下のとおりとする。

なお、本省庁(金融庁監督局総務課及び農林水産省経営局金融調整課)においても同様の取扱いを行うものとする。

I 基本的な考え方

1 基金協会の監督に関する基本的考え方

(1) 農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「法」という。)は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資機関の農業者等に対する貸付けについての債務を保証することを主たる業務とする基金協会の制度等を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。

また、基金協会には、農業経営の改善・発展を第一に考えること及び公的機関としての透明性、公平性等の確保や金融に係わる機関としての健全性の確保に十分に配慮した事業の実施が求められている。

基金協会の監督の目的は、このような公的な保証制度の趣旨、目的を踏まえ、基金協会の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。

(2) 金融庁及び農林水産省としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。

このため、監督をはじめ検査を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、継続的にルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

また、基金協会の経営の透明性の向上や利用者の利便性に資するため、基金協会のディスクロージャーをより一層推進することが重要である。

2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方

(1) 基金協会の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、基金協会の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を講じ、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行うことである。

具体的には、基金協会に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、基金協会の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、基金協会から徴収した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に

促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

(2) 上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。

イ 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意するものとする。

(イ) 検査を通じて把握された問題点について、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

(ロ) 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

ロ 基金協会との十分な意思疎通の確保

基金協会の監督に当たっては、基金協会の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切な監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、基金協会からの報告に加え、基金協会との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、基金協会と、随時、面談や意見交換等を通じて、基金協会との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

ハ 基金協会の自主的な努力の尊重

監督部局は、基金協会の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。基金協会の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、基金協会の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

ニ 効率的・効果的な監督事務の確保

監督部局及び基金協会の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、基金協会に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

3 監督指針の位置付け

(1) 本監督指針は、基金協会の監督事務に関し、その基本的考え方、事務処理上の留意点について、監督事務の利便に資するよう必要な情報を極力集約して整理したものである。

(2) 法第72条第5項の規定等により、都道府県知事が処理することとされている事務については、法定受託事務とされているところである。

監督指針は、法定受託事務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告等」として定めるものであり、都道府県知事において法定受託事務を遂行するに当たり、本監督指針に基づき適切に基金協会を監督していくことが求められるところである。

(3) 地方支分部局及び都道府県は、本監督指針に基づき基金協会の監督事務を実施するものとする。また、金融庁監督局及び農林水産省経営局の担当部署にあっても同様の取扱いとする。

その際、本監督指針が、基金協会の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、各基金協会の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

II 基金協会監督上の評価項目

1 役員を選任等

1-1 役員を選任等に関する留意事項

基金協会の経営の健全性及び客観的かつ公正な透明性の高い業務運営に対する信頼を確保するためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。具体的には、理事が業務の執行を適切に監督するための内部管理態勢が確保され、また、監事はその状況をチェックする態勢が整備されていること等が必要である。

他方、基金協会の役員は、原則、会員の中から選任され特定の分野に特化した構成になることもあるため、農業又は金融に関する学識経験を有する者の積極的な登用を図るとともに、これらの経験又は専門的知識を有する人材を幅広い分野から登用するなどによって客観的かつ公正な体勢の確保に努める必要がある。

また、原則として理事のうち1名はこれを常務に従事するもの（以下「常勤理事」という。）とし、基金協会の業務に専心従事するため他の機関の常勤役員を兼ねないこと等により強力な執行体制を確立する必要がある。

1-2 理事会の運営

理事会は基金協会の業務執行に当たっての重要な事項を審議・決定する機関であることから、各理事は、多様な意見の反映や業務執行の客観性の確保等の観点から、自らの意義を認識し、積極的に理事会に参加することが重要である。

このような観点から、特に、非常勤理事は積極的に理事会に参加しているか。

また、理事会において、地域農業・農村の活性化等に向けた農業者に対する金融の円滑化の観点から、基金協会における保証審査や経営改善支援のあり方、融資機関における適切な保証利用のあり方等について議論し、融資機関に対する働きかけ等も含め、必要な対応を行うよう指導するものとする。

1-3 理事会等の重要会議の審議記録の作成、保存

基金協会の公共性に鑑み、理事会における決定プロセスが適切なものであるかについて事後的に検証が可能となるように、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。

- ① 理事会等は、理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。例えば、理事会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ理事等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。
- ② 議事録は、原資料と併せて、理事会等に報告された内容や、理事会等の承認・決定の内容（理事会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。
- ③ 監事が理事会等の議事録その他理事等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようになっているか。

1-4 監事の役割

監事の役割の重要性に鑑み、監事の機能については、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。

- ① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事は、独立の機関として理事の業務執行を監督することにより、基金協会の業務の遂行を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。また、金融に関する学識経験を有する者を監事に委嘱するなど専門的な監査体制を確保しているか。
- ③ 監事は、理事の業務の執行状況等を監視・検証するため、監査環境の整備及び情報収集に積極的に務めているか。(例えば、監事監査の実施のほか、重要会議への出席等を適切に行っているか。)

また、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。(例えば、監事監査を補佐する者を確保できる体制となっていること等)

1-5 経営管理態勢の監督手法

(1) 経営管理態勢については、基金協会の業務及び財産の状況の報告について(平成19年3月30日付け金監第862号及び18経営第7746号)に定める業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する参考資料(以下「業務報告書等」という。)等の提出のあった時、法に基づく認可等の審査、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等報告書の受理、早期是正措置などの際に常勤理事等の経営陣からヒアリングを行うなど、通常の監督事務を通じて、その有効性について検証するものとする。

特に、内部管理態勢等に問題があると認められ、法第55条に基づき改善対応策の報告を求めた場合や、特に重大な問題が認められ、法56条の2又は法第57条に基づく業務改善計画の提出を求めた場合には、問題の発生原因の分析を踏まえ、必要に応じ、経営管理機能が適切に発揮される改善対応策又は業務改善計画となっているか検証するものとする。

(2) 上記(1)の検証の結果、経営管理態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第55条に基づき報告を求めることを通じて、経営管理態勢の着実な改善を促すものとする。

また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が芳しくない場合、異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法56条の2に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①相互けん制機能の強化、②外部の専門家等を登用した監視態勢の構築等を求めるものとする。

2 経営の健全性等

2-1 保証債務の弁済能力の充実(早期是正措置)

基金協会は、農業者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる基金協会にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められているが、監督部局としても、それを補完する役割を果たすものとして、基金協会の経営の健全性を確保するため、弁済能力比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、基金協会の経営の早

期是正を促していく必要がある。

2-2 早期是正措置の運用

農業信用保証保険法施行規則（昭和41年大蔵省・農林省令第2号。以下「施行規則」という。）第8条及び第9条の規定による措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用するものとする。

(1) 命令発動の前提となる弁済能力比率

施行規則第8条第1項の表の区分に係る弁済能力比率は、次の弁済能力比率のいずれかとする。

イ 業務報告書等により報告される弁済能力比率

ロ 上記イが報告された時期以外に、検査部局の検査結果等を踏まえた基金協会と公認会計士等との協議の後、当該基金協会から報告される弁済能力比率

(2) 施行規則第8条第1項の表の区分に基づく命令

イ 第1区分の命令、第2区分の命令及び第3区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準である弁済能力比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に基金協会の自主性を尊重するものとする。

第2区分の「次の各号に掲げる保証債務の弁済能力の充実に資する措置に係る命令」は、弁済能力比率が、経営の健全性を確保する水準を大きく下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該基金協会の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該基金協会の意見は踏まえつつ、監督部局の判断によって措置内容を定めるものとする。なお、基金協会が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第3区分の「弁済能力の充実、大幅な業務の縮小又は合併若しくは事業譲渡のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実行することの命令」は、保証債務の弁済能力の充実の状況が著しく低い状況にある基金協会に対し、これを速やかに改善するか、合併又は事業譲渡を行うことを選択を迫るものである。

ロ 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として3年以内に弁済能力比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

ハ 第2区分に係る措置の内容

「保証債務の弁済能力の充実に資する措置」とは、弁済能力比率が、原則として3年以内に少なくとも150%以上の水準を達成するための措置とする。

ニ 第3区分に係る措置の内容

当該基金協会が弁済能力の充実又は大幅な業務の縮小を選択した場合にあっては、弁済能力比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。

また、当該基金協会が合併又は事業譲渡を選択した場合にあっては、合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなどそれらを確実に実現することができる担保が存在することが必要である。

(3) 改善までの期間

弁済能力比率を改善するための所要期間については上記(2)ロからニまでに規定する期間を目処とするが、基金協会が策定する経営改善のための計画等が、当該基金協会に対する農業者等の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、農業者等の信認を早急に回復する必要がある場合には、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。また、財政的な支援措置を受けることが別途定められている場合には、当該支援措置を踏まえた改善期間を設定する必要がある。

なお、基金協会が、施行規則第9条第1項の規定により、その弁済能力比率を当該基金協会が該当する施行規則第8条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該基金協会に対し、当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超える弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)ロからニまでの弁済能力比率を改善するための所要期間には、下記2-3の弁済能力比率を当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

2-3 施行規則第9条第1項に規定する合理性の判断基準

施行規則第9条第1項の「弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

基金協会の業務の健全かつ適切な運営を図り当該基金協会に対する農業者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な基金の造成計画等を含み、弁済能力比率が、原則として1年以内に当該基金協会が該当する施行規則第8条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 基金の造成等の場合は、基金の抛出予定者等の意思が明確であることが必要である。

2-4 命令区分の根拠となる弁済能力比率

施行規則第9条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる弁済能力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原則として1年後に確実に見込まれる弁済能力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、每期報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った基金協会にあっては、その後弁済能力比率が100%以上150%未満の水準に達したときは、当該時点における弁済能力比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った基金協会にあっては、その後弁済能力比率が150%以上200%未満の水準に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、基金協会が、施行規則第9条第1項の規定により、その弁済能力比率を当該基金協会が該当する施行規則第8条第1項の表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該基金協会に対し、当該基金協会が該当する同表の区分に係る弁済能力比率の範囲を超える弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として基金の造成等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該基金協会の弁済能力比率が、当該基金協会が発出を受けた命令に係る区分に係る弁済能力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における弁済能力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

2-6 施行規則第9条第2項に掲げる資産の評価基準

施行規則第9条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第1号「有価証券」

施行規則第9条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は基金協会の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出にあたっては、発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念がある社債等については、実態に即して評価し算出する点に留意するものとする。

(2) 第2号「動産及び不動産」

イ 土地

鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

ロ 建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭信託の評価は、施行規則第9条第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。

2-7 施行規則第8条及び第9条に係る命令

(1) 施行規則第8条及び第9条に係る命令を行う場合は、「Ⅲの7」に従い適正な手続きを取る必要があることに留意するものとする。

(2) 弁済能力比率が150%未満の基金協会に対しては、原則として施行規則第9条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。

(3) 早期是正措置は、弁済能力比率が基金協会の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な弁済能力比率の操作を行うといったことがないよう基金協会に十分留意させるものとする。

2-8 その他

基金協会の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第8条の2に基づき、保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（弁済能力比率）による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない基金協会であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組が行われる必要がある。

そのため、基金協会の財務の健全性を確保する上で重要な業務実績やリスク管理態勢の整備状況を的確に把握するものとする。なお、財務内容に課題等を抱える基金協会に対しては必要に応じ、当該基金協会の上半期末における財務内容や財務上の課題等についてヒアリングを行い改善に向けた取組等を促すものとする。

3 業務の適切性

3-1 法令等の遵守に関する基本的事項

基金協会が行う業務について、法令等の遵守に関する監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 法令等遵守のための具体的な取組、チェック体制等が整備されていること。

- ロ 規約、諸規程及び内規が法令、定款等に即したものとなっていること。
- ハ 銀行、信用金庫又は信用協同組合（以下Ⅱの3-10において「銀行等」という。）が行う融資に対する保証の引受けができる体制が整備されていること。

3-2 個人情報保護に関する法律に関する取組

基金協会は、個人情報保護を適正に取り扱うことの重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）を遵守する必要がある。

特に、監督部局は基金協会において

- イ 個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保
 - ロ 事業者が行う措置の対外的明確化
- 等、基金協会が個人情報を適切に管理する態勢が構築されていることに留意するものとする。

3-3 不祥事件に対する監督上の対応

基金協会において役職員に係る不祥事件が発覚し、農業信用基金協会の業務及び財産の状況の報告について（平成19年3月30日付け金監第862号及び18経営第7746号）に基づき、当該基金協会から不祥事件等報告書が提出された場合には、次の(1)及び(2)のとおり、厳正に取り扱うものとする。また、地方支分部局及び都道府県において不祥事件等報告書を受領したときは、「Ⅲの9」に従い金融庁監督局長及び農林水産省経営局長に対して進達するものとする。

(1) 不祥事件の発覚の第一報

基金協会において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下について確認（未実施の場合は、その理由及び今後の予定）するものとする。

- イ コンプライアンス責任者への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告。
- ロ 刑事法令に抵触しているおそれのある事実については、警察関係機関等への通報。
- ハ 事件とは独立した部署での事件の調査・解明の実施。

(2) 不祥事件等報告書の受領及び内容の検証

不祥事件の発覚後30日以内に提出される不祥事件等報告書の受領時においては、次の事項に留意して報告内容を確認するものとする。

- イ 当該事件への役員の関与や組織的な関与はないか。
- ロ 当該事件の内容が基金協会の経営に与える影響はどうか。
- ハ 内部けん制機能は適切に発揮されているか。
- ニ 改善策の策定や自浄機能は十分か。
- ホ 当該事件の発覚後の対応は適切か。

(3) 不祥事件に対する措置

金融庁監督局総務課協同組織金融室及び農林水産省経営局金融調整課は、不祥事件等報告

書等の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、ヒアリングを実施するとともに、必要に応じ法第55条に基づき報告を求めるものとし、また、さらに重大な問題があると認められるときは、法第56条の2又は法第57条に基づく監督上の命令を発出するものとする。

なお、その場合には、「Ⅲの7」に従い事務を行うものとする。

(4) 不祥事件未然防止のための内部けん制態勢の整備

不祥事件を未然に防止するためには、基金協会における内部けん制機能が十分に発揮されるよう、基金協会においてその態勢を適切に整備することが重要である。

そのため、人事管理に当たっては、不祥事件未然防止等の観点から次の事項が講じられていることに留意するものとする。

イ 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることがないように、適切な人事ローテーション等の措置が講じられていること。

なお、やむを得ない理由により長期にわたり同一部署の同一業務に従事させている場合には、事故の未然防止等の観点から実効性のある対策が講じられていること。

ロ 派遣職員等についても、可能な範囲で職員と同様の措置が講じられていること。

3-4 役員による法令等違反行為への対応

(1) 基金協会が業務を遂行するに際しての役員による組織的な法令違反行為については、当該個人の責任の問題に加え、法人としての基金協会の責任も問われる重大な問題であり、信用失墜・風評等により基金協会の経営に重大な影響を及ぼすことに留意すべきである。

(2) さらに、公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する基金協会において、農業者等との信頼関係を阻害するような問題が発生した場合には、地域の農業金融の円滑化に大きな影響を及ぼすおそれがあることを銘記する必要がある。

(3) そのため、検査結果、不祥事件等報告書等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、法第55条に基づき報告を求めるものとする。

特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者（注）による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、法第55条に基づき当該調査結果の報告を求めるものとする。

（注）例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意するものとする。

(4) 当該調査結果及び基金協会の対応等を踏まえ、法第56条の2及び法第57条に基づく行政処分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討するものとする。

3-5 反社会的勢力による被害防止の取組

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業等にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、農業分野における公的な債務保証業務を行う基金協会においては、基金協会自身や役職員のみならず、利用者等の様々な利害関係者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められている。

もとより基金協会として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、基金協会においても、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、以下「指針」という。）の趣旨を踏まえ、平素より、反

社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。そのため、「企業活動からの反社会的勢力の排除について（要請）」（平成19年7月6日付け金監第1685号及び19経営第1973号、金融庁監督局長及び農林水産省経営局長通知）により全国農業信用基金協会協議会を介して各基金協会に対し、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取組を、より一層推進するよう要請しているところである。

こうした中、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって基金協会や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(1) 上記を踏まえ、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意するものとする。

イ 組織としての対応

指針を踏まえた基本方針を策定し、基金協会の内・外に宣言するとともに、その実現のための態勢の整備に取り組んでいるか。また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者・担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

ロ 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備するなど組織として一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

(イ) 反社会的勢力対応部署は反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削

除、変更等)する体制としているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、関係機関との情報の共有、関係機関から提供された情報の積極的な活用に努めているか。

さらに、当該情報を保証審査、適切に活用する体制としているか。

- (ロ) 反社会的勢力対応部署は対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を図るなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制としているか。

特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

- (ハ) 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制としているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制としているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制としているか。

ハ 適切な事前審査の実施

保証審査においては、引受融資機関自ら構築している反社会的勢力に関するデータベースによる確認結果や基金協会自らが保有する反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書へ暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

ニ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の保証債務、求償権、契約等の適切な事後検証を行うための態勢を整備しているか。

ホ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

(イ) 反社会的勢力との取引の情報は、反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもとに取引解消に向け対応することとしているか。

(ロ) 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と密接に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

(ハ) 事後検証の実施等により、取引開始後に債務保証先等が反社会的勢力であると判明し、基金協会が求償権を取得した場合には、可能な限り求償権の回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。また、いかなる理由であれ、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

ヘ 反社会的勢力による不当要求への対処

(イ) 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

(ロ) 反社会的勢力による不当要求に対しては積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

(ハ) 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じると

ともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化にも躊躇しない対応を行うこととしているか。

(ニ) 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

(2) 検査結果、不祥事件等報告書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第55条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第56条の2に基づく監督命令等の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への債務保証や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られていないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第56条の2に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に債務保証や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第57条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

3-6 外部委託に関する内部管理態勢の構築

基金協会がその業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化、急速な技術革新への適切な対応などが期待できる。他方、利用者保護や経営の健全性の観点から、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理する必要があることから、次の管理態勢が整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）されているか検証するものとする。

(1) 委託契約によっても当該基金協会と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該基金協会自身が業務を行ったのと同様の権利が確保されていることを明らかにしているか。

(2) 委託先における目的外使用の禁止を含めて利用者等に関する情報管理が整備され委託先に守秘義務が課せられているか。

(3) 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。

(4) 委託業務に関する管理者の設置、委託先における業務の実施状況のモニタリング（若しくは委託先からのレポート提出）、検証態勢（委託契約において、基金協会が委託先に対して業務の処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の基金協会における委託先に係る管理態勢が整備されるとともに漏えい事故等が発生した場合の速やかな報告体制を構築しているか。

3-7 苦情等処理に関する内部管理態勢の構築

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持ち、基金協会の業務への利用者の信頼性を確保するための重要な活動の一つでもある。そのため、基金協会の苦情等対処に関する内部管理態勢の整備に当たっては、業務の規模・特性に応じ、次の態勢が整備されているか検証するものとする。

(1) 経営陣は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、

その責任、権限及び苦情等の処理手続を内部規則等に定めているか。また、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めるとともに、研修等の実施により内部規則等の周知・徹底等を図っているか。

- (3) 苦情等の対処に当たっては、苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。また、苦情等の受付は、利用者利便に配慮した広く苦情等を受け付ける態勢を整備（アクセス時間・手段（例えば、電話、手紙、FAX、ホームページ上やeメール等））するとともに、そのことを利用者の多様性に配慮しつつ、分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

なお、反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常苦情等と区別し、反社会的勢力対応部署と連携して必要に応じ警察と連携を図った上で、適切に対処するものとしているか。

- (4) 苦情等への対処について、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指していること。また、必要に応じて、苦情等を申し出た利用者に対し、苦情等対処手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を行う態勢を整備しているか。

- (5) 苦情等及びその対処結果等については、類型化した上で基金協会内で情報共有するとともに、必要に応じて分析し、その結果を継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。

3-8 事務リスク管理態勢の構築

- (1) 事務リスクとは、基金協会の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、基金協会が損失を被るリスクをいうが、基金協会は業務の健全かつ適切な運営により信頼性を確保するため当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備しているか。例えば、次の取り組み状況を検証するものとする。

イ すべての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。

ロ 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

ハ 十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。

また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

二 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務・同一利用者対応に従事させることがないように、適切な人事ローテーション等の措置が講じられているか。さらに、職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。

- (2) 検査結果、不祥事件等報告書等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第55条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第56条の2に基づき業務改善命令又は法第57条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

3-9 農業者等の経営改善・事業再生支援等の取組

基金協会は、農業分野の公的保証機関として地域農業・農村経済に根差した事業を行う中で、農業者、行政機関、農業関係団体等と親密な関係を構築してきており、農業者等の経営改善、

事業再生時においては、このことにより蓄積したノウハウを活かし融資機関と連携した金融の円滑化機能を発揮することが期待されるところであり、例えば以下のような点に留意するものとする。

- (1) 経営改善・再生計画は、農業者等の規模や財務諸表の作成能力を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻なものとするに拘ることなく、簡素であっても農業者等の経営改善や事業再生等に向けて実効性のあることを確認しているか。
- (2) 経営改善・再生計画の合理性や実現可能性等の確認を行うに当たり、必要に応じて外部専門家・外部機関等の第三者機関に意見を聞くなどにより、適正に評価しているか。

3-10 銀行等の融資機関に関する債務保証等

地域農業・農村経済の発展、農業経営の形態やビジネスモデルの多様化・変化等により、農業者の資金調達についても多様な融資機関が利用されるようになり、基金協会と債務保証契約を締結する融資機関が拡大しているところである。

こうした中、基金協会は農業分野における公的な保証機関として農業経営に必要な資金の円滑化を図るという目的を達成するため、農業者が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することを可能とする態勢の整備を図る必要がある。

このため、農業者の実情に沿った多様な融資機関を通じた保証利用を可能とするため、次の態勢整備に取り組んでいるか検証するものとする。

- (1) 保証の利用を希望する農業者等の実態（管内の銀行等からの農業資金等の調達状況に係る情報等を含む。）について、情報収集・把握する態勢整備に取り組まれているか。
- (2) 保証引受審査を含む事務の簡素化・迅速化のため、徴求書類の軽減や研修の実施などに取り組まれているか。
- (3) 農業者の経営・財務の状況から必要な借入額の一部についてのみ保証引受を希望する先や必要とする借入額の全額は保証引受が困難と判断される先において、融資機関と適切な役割やリスクの分担について、調整・連携するなど利用申込者の視点に立った業務運営に取り組まれているか。
- (4) 農業者の資金需要の規模が基金協会が内部規則等で定める保証額の上限を超えるような場合や、基金協会の区域を越えることにより対応が困難な場合は、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の融資保険の利用を促すとともに、信用基金や融資機関と密な連携を図っているか。
- (5) 銀行等と債務保証契約を締結するに当たり、保証対象資金や事務手続き等の諸条件は原則、農業協同組合、同連合会及び農林中央金庫と同等に取り扱っているか。
- (6) 保証引受け段階から代位弁済に至るまで、基金協会と銀行等との間で円滑な業務の実施を確保するため、銀行等と定期的な打合せにより連携態勢の構築及び強化を図っているか。

3-11 保証引受等

3-11-1 保証料

保証料率の設定及び改定は、資金種類ごとの保証収支の状況を十分に勘案するとともに、信用基金の保険に付すことができる資金に係る保証料については、信用基金の低位な保険料を反映したものとなっているか。

3-11-2 代位弁済

代位弁済を迅速かつ円滑に行うとともに、代位弁済の免責事由に該当していないにもかかわらず代位弁済を回避していないか。

3-11-3 求償権利息及び遅延損害金

求償権利息及び遅延損害金は、極力農業者等の負担の軽減に資するよう設定するとともに、求償権の行使期限の設定に当たっても、農業者等の実情に即し適正な期限を定めているか。

3-12 担保・保証人の徴求

(1) 担保の徴求

担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、農業者等の信用補完に資するため、その軽減に努めているか。

(2) 保証人の徴求

保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、その軽減に努めているか。

経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行うよう努めているか。

また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか。

ただし、その場合にあっても、一部の農業融資においては、集落営農等の農業経営の特殊性から、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえて適切に行われているか。

イ 実質的な経営権を有している者又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合

ロ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

ハ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたものではないことが確認される場合に限る。）

III 基金協会の一般監督事務に係る留意事項

1 認可等に関する事項

法等に定める認可等の審査は、農業者等に対する資金の融通を円滑にする観点に立つて行うものとする。

1-1 設立認可申請手続き

(1) 基金協会の設立認可の際には、次の書類が提出されているか。

イ 設立認可申請書

ロ 設立の理由書

ハ 設立を議決した創立総会の議事録（謄本）

ニ 定款、業務方法書その他各種事業実施規程

ホ 事業計画書

ヘ 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

ト 法第23条第1項に規定する発起人により構成する会議の開催に関する書面（発起人名簿

及び発起人により構成する会議の議事録（謄本）

チ 設立の経過を記載した書面

リ その他必要な書面（創立総会招集通知の写し、役員就任承諾書の写しなど）

(2) 事業計画書には、次の事項が記載されているか。

イ 設立しようとする基金協会の名称

ロ 設立の目的

ハ 事業の実施方針

ニ 機構及び業務分担

ホ 基金の造成

ヘ 発起人の選出方法及び人数

ト 定款の基本となるべき事項

チ 設立後における基金協会の3カ年事業計画（設立の日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など）

(3) 基金協会の設立の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 設立の手続き又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反していないこと。

ロ 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。

ハ 事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資するものと認められること（事業計画においては、単に形式的・計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内の農業事情、農業者等の動向その他諸般の事情を総合的に勘案して、計画の確実な履行が確保されると認められること。）。

ニ 新たに設立される基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。

ホ 区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする他の基金協会が既に成立していないこと。

1-2 解散認可申請手続き

(1) 基金協会の解散認可の際には、次の書類が提出されているか。

イ 解散認可申請書

ロ 解散の理由書

ハ 解散を議決した総会の議事録（謄本）

ニ 清算人名簿

ホ 解散時の財産目録及び貸借対照表

ヘ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）

(2) 基金協会の解散の認可申請を受理したときは、総会の議決の手続きが法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反していないことについて審査するものとする。

1-3 合併認可申請手続き

(1) 基金協会の合併認可の際には、次の書類が提出されているか。

イ 合併認可申請書

ロ 合併の理由書

ハ 合併を議決した総会の議事録（謄本）

ニ 合併契約書及び覚書（謄本）

- ホ 合併を行う基金協会が、法第48条の3第2項の規定による公告及び催告（合併を行う基金協会が、公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該基金協会にあっては、この公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
 - ヘ 合併後存続する基金協会又は合併により設立される基金協会の定款、業務方法書その他各種事業実施規程
 - ト 事業計画書
 - チ 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員構成、その氏名及び略歴を記載した書面
 - リ 基金協会の合併の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表
 - ヌ 新設合併の場合にあっては、法第48条の5第1項に規定する設立委員により構成する会議の開催に関する書面（設立委員名簿及び設立委員により構成する会議の議事録（謄本））
 - ル 合併の経過を記載した書面
 - ロ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）
- (2) 事業計画書には、次の事項が記載されているか。
- イ 合併しようとする基金協会の名称
 - ロ 合併の目的
 - ハ 職員の引継、財産の評価及び整理
 - ニ 事業の実施方針
 - ホ 機構及び業務分担
 - ヘ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
 - ト 合併の方法
 - チ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
 - リ 設立委員の選出方法及び人数
 - ヌ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項
 - ル 合併後における基金協会の3カ年事業計画（合併の日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など）
- (3) 基金協会の合併の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
- イ 合併の手続き又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反していないこと。
 - ロ 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。
 - ハ 合併後の基金協会の経営の健全性が確保され、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資するものと認められること。
 - ニ 合併後存続する基金協会又は合併により設立される基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。
- 1-4 事業の譲受けの認可申請手続き
- (1) 基金協会の事業の譲受けの認可の際には、次の書類が提出されているか。
- イ 事業の譲受けの認可申請書
 - ロ 事業の譲受けの理由書

- ハ 事業の譲受けを議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ 事業の譲受け契約書及び覚書（謄本）
 - ホ 事業を譲り受けた基金協会の定款、業務方法書その他各種事業実施規程
 - ヘ 事業計画書
 - ト 会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面
 - チ 基金協会の事業の譲受けの認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表
 - リ 事業の譲受けの経過を記載した書面
 - ヌ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）
- (2) 事業計画書には、次の事項が記載されているか。
- イ 事業の譲受けをしようとする基金協会の名称
 - ロ 事業の譲受けの目的
 - ハ 職員の引継、財産の評価及び整理
 - ニ 事業の実施方針
 - ホ 機構及び業務分担
 - ヘ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
 - ト 事業の譲受けの方法
 - チ 財務確認日以降事業の譲受けの日までの間における財産の移動に対する処置
 - リ 定款変更の基本となるべき事項
 - ヌ 事業の譲受け後における基金協会の3カ年事業計画（事業の譲受けの日を含む事業年度以後3事業年度の保証計画、出資計画、損益計画など）
- (3) 基金協会の事業の譲受けの認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。
- イ 事業の譲受けの手続き又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が、法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反していないこと。
 - ロ 定款、業務方法書若しくは事業計画書に虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないこと。
 - ハ 事業を譲り受ける基金協会の経営の健全性が確保され、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資するものと認められること。
 - ニ 事業を譲り受ける基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われると認められること。

1-5 事業の譲渡の認可申請手続き

- (1) 基金協会の事業の譲渡の認可の際には、次の書類が提出されているか。
- イ 事業の譲渡の認可申請書
 - ロ 事業の譲渡の理由書
 - ハ 事業の譲渡を議決した総会の議事録（謄本）
 - ニ 事業の譲渡契約書及び覚書（謄本）
 - ホ 事業の譲渡を行う基金協会が、法第48条の9第7項において準用する法第48条の3第2項の規定による公告及び催告（事業の譲渡を行う基金協会が、公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該基金協会にあっては、この公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、

若しくは相当の担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

ヘ 基金協会の事業の譲渡の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

ト 事業の譲渡の経過を記載した書面

チ その他必要な書面（総会招集通知の写しなど）

(2) 基金協会の事業の譲渡の認可申請を受理したときは、総会の議決の手続きが法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反していないことについて審査するものとする。

1-6 定款変更の認可申請手続き

(1) 基金協会の定款変更の認可の際には、次の書類が提出されているか。

イ 定款変更の認可申請書

ロ 定款変更の理由書

ハ 定款変更を議決した総会の議事録（謄本）

ニ その他必要な書面（定款変更の参考となるべき事項を記載した書面）

(2) 基金協会の定款変更の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 当該基金協会の業務全般を勘案し、その定款の変更が必要なものであること。

ロ 当該基金協会の運営及び農業者等に対する資金の円滑な融通に支障を及ぼすことがないこと。

1-7 業務方法書変更の認可申請手続き

(1) 基金協会の業務方法書変更の認可の際には、次の書類が提出されているか。

イ 業務方法書変更の認可申請書

ロ 業務方法書変更の理由書

ハ 業務方法書変更を議決した総会の議事録（謄本）

ニ その他必要な書面（業務方法書変更の参考となるべき事項を記載した書面）

(2) 基金協会の業務方法書変更の認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 当該基金協会の業務全般を勘案し、その業務方法書の変更が必要なものであること。

ロ 当該基金協会の運営及び農業者等に対する資金の円滑な融通に支障を及ぼすことがないこと。

(3) 法第8条第1項第2号に規定する債務の保証の業務の対象とする農業協同組合は、「農業信用保証保険法第2条第3項第4号及び第66条第1項第1号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件」（平成10年6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号）第2条に規定する農業協同組合となっていること。

1-8 区域の変更の承認申請手続き

(1) 特別な事由

法第4条に規定する「特別な事由」とは、基金協会が合併又は事業の譲受けを行った場合のほか、承認の対象となる都道府県の区域において、農業者等への円滑な資金の融通のための債務の保証に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合をいう。

(2) 基金協会の区域の変更の承認の際には、次の書類が提出されているか。

イ 区域の変更承認申請書

ロ 区域の変更の理由書

ハ その他必要な書面（区域の変更の参考となるべき事項を記載した書面）

(3) 基金協会の区域の変更の承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 承認の対象となる都道府県の区域において、農業者等への円滑な資金の融通のための債務の保証に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

ロ 2以上の都道府県を区域とする基金協会の事業が健全に行われ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資するものと認められること。

ハ 2以上の都道府県を区域とする基金協会の職員や事務所の適正な配置により、効率的な業務が行われるものと認められること。

(4) 合併又は事業の譲受けの際の区域の変更承認申請については、合併又は事業の譲受けの認可申請と併せて行うものとし、合併又は事業の譲受けの認可の審査において適合するものであれば承認するものとする。

1-9 区域外に住所を有する認定農業者への貸付けを行う融資機関への貸付けに係る業務の承認申請手続き

(1) 特別な事由

法第8条第2項に規定する「特別な事由」とは、事業譲渡により承認の対象となる地区に基金協会が存在しない場合のほか、法第8条第1項第3号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対する資金の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合をいう。

(2) 基金協会の区域外に住所を有する認定農業者への貸付けを行う融資機関への貸付けに係る業務（以下「区域外業務」という。）の承認の際には、次の書類が提出されているか。

イ 区域外業務承認申請書

ロ 区域外業務を行う理由書

ハ その他必要な書面（区域外業務の承認の参考となるべき事項を記載した書面）

(3) 基金協会の区域外業務の承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

イ 承認の対象となる区域において、法第8条第1項第3号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対する資金供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

ロ 区域外業務を行う基金協会において、当該業務が適正に行われると認められること。

1-10 予備審査

基金協会から認可等の事項について、申請に準ずる提出すべき書類の提出を受け、あらかじめ審査を求められたときは、予備審査を行うものとする。

2 経理処理

基金協会の経理処理は、法令、定款その他基金協会が定める諸規定に基づくほか、公正なる会計慣行を斟酌して行われることに留意するものとする。

また、経営の合理化、信用の維持及び資産内容の健全化を図るため、真实性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収益及び費用は原則として発生主義により正確に計上され、その期の経営状況が明らかにされる必要があることに留意するものとする。

これらのことを基本とし、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。

2-1 財産の評価

(1) 農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成17年3月31日内閣府・農林水産省令第6号。以下「会計命令」という。）第2条第1項に規定する「時価が取得価額より著しく低いとき」とは、時価が5割程度以上下回っている場

合とすること。

(2) 会計命令第3条に規定する固定資産の評価は、次のとおり行われていること。

イ 有形固定資産の減価償却累計額は、毎事業年度、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める基準により、平成19年3月31日以前に取得をされたものにあつては旧定額法又は旧定率法、平成19年4月1日以降に取得をされたものにあつては定額法又は定率法によって計算することができるものとし、いずれの方法を採用する場合であっても毎事業年度継続して適用することを条件とすること。

ロ 無形固定資産の減価償却費は、その資産の有効期間にわたり平成19年3月31日以前に取得をされたものにあつては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をされたものにあつては定額法によって計算すること。

ハ 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産のうち、当該事業年度の前事業年度までの各事業年度において行った減価償却費の累計額が、取得価額の95%相当額まで到達しているものについては、当該事業年度の翌事業年度以降の5か年において、各事業年度均等で残存簿価1円まで償却することができること。

(3) 有価証券の評価

会計命令第5条に規定する有価証券の評価に際しては、保有目的ごとに次のとおり適正に処理されていること。

イ 満期保有目的の債券は、取得価額をもって貸借対照表価額とすること。ただし、その取得価額が額面金額と異なる場合において、取得価額と額面金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づき算定された価額をもって貸借対照表価額とすること。なお、原則的な方法は利息法を適用するが、毎事業年度継続して適用することを条件として定額法を採用することができること。

ロ その他有価証券につき時価を付するものとした場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとともに、その評価差額は資本の部にその他有価証券評価差額金の部を設けて計上し、翌期首に取得価額に洗い替えていること。なお、原則的な方法は全部資本直入法を適用するが、毎事業年度継続して適用することを条件として部分資本直入法を適用することができるものとする。

ハ 譲渡性預金は、貸借対照表上市場価格のある有価証券に区分すること。

(4) 会計命令第6条第2項に規定する「出資先の資産状態が著しく悪化したとき」とは、当該出資の持分の時価又は実質価額が取得価額に比べて5割程度以上低下した場合とすること。

2-2 その他の経理処理

その他の経理処理に当たっては、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。

(1) 未収収益等の経理処理

イ 未収利息(求償権に係る未収利息及び遅延損害金を除く。)及び未収保証料は、正確に計算の上、当期の収益に計上すること。

ロ 未経過保証料は、正確に計算の上、翌期に繰り越されていること。

ハ 借入金その他債務に対する未払利息、未払保険料及び保険金に係る未払回収納付金は、正確に計算の上、当期の費用に計上されていること。

(2) 信用基金からの借入金の管理

法第9条の2第1項の資金について、毎月、当該資金の現在高、増減額及び保証業務の運営に必要な経費の一部に充てることができる当該資金の額が明らかにされていること。

(3) 引当金等の繰入れ

イ 求償権償却引当金

- (イ) 会計命令第32条第3項に規定する求償権償却引当金を算出する場合には、原則、毎事業年度継続して適用されていること。
- (ロ) 会計命令第32条第3項に規定する取立不能の見込額を算出する場合には、当該求償権に係る経済余剰等による回収可能見込額及び担保処分可能見込額を用いる等合理的な基準に基づき算出されていること。
- (ハ) 求償権償却引当金については、当分の間、会計命令第32条第3項の規定にかかわらず、同令附則第2項の規定を適用することができること。
- (ニ) 会計命令附則第2項の規定の適用に当たり、同令附則付録第1のBの値を計算する過程において異常値が算出された場合には、適切かつ合理的な方法をもって補正されていること。また、同令附則付録第1の規定に基づき算出を行う上で必要なデータが不足する場合には、信用基金又は一般社団法人全国農協保証センターの保有する情報を利用することができること。
- (ホ) 会計命令附則第2項に規定する「区分された資金種類」とは、近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金、旧農業改良資金及び旧就農支援資金並びに一般資金の区分とし、さらに一般資金については主務大臣指定資金等及びその他資金に区分されていること。なお、さらに資金の性格により細分化することを妨げない。

ロ 保証責任準備金

- (イ) 会計命令第43条第2項の規定に基づき保証責任準備金を算出する場合には、原則、毎事業年度継続して適用されていること。
- (ロ) 保証責任準備金については、当分の間、会計命令第43条第2項の規定にかかわらず、同令附則第3項の規定を適用することができること。

ハ 特別準備金又は特別支援金

- (イ) 会計命令第44条第1項に規定する「農業の担い手の育成に資する資金」とは、法第2条第3項に規定する農業近代化資金等（農業者に対する貸付けに限る。）とし、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する資金にあつては、原則として、同要綱第3の3に規定する債権保全措置が講じられていること。

なお、農業近代化資金等を対象資金とした上で、さらに農業者の農業経営に必要な資金であつて、都道府県が助成措置を講じている資金を対象とすることを妨げない。

- (ロ) 会計命令第44条第1項に規定する「基金協会の財務基盤の強化を図るために要する経費」とは、(イ)の資金に係る求償権償却引当金、保証責任準備金又は債務保証損失引当金と同様の目的で積み立てるための経費とする。
- (ハ) 特別準備金又は特別支援金の積立額の算出方法については、原則として、(イ)の資金について、求償権償却引当金、保証責任準備金又は債務保証損失引当金の算出方法により各々計算して得た額の合計とする。
- (ニ) 特別準備金又は特別支援金の積立額は、(ハ)により算定された額を基礎として、都道府県、一般社団法人全国畜産経営安定基金協会その他関係機関から基金協会の財務基盤の強化を図ることを目的として交付された額に、基金協会が負担すべきこととされた額を加えた額とされていること。

なお、平成16年度までに特別準備金の対象となった保証債務及び求償権については、17年度以降においても引き続き特別準備金の対象として算定し、所要額が積み立てられてい

ること。

ニ 債務保証損失引当金

- (イ) 会計令第50条第2項の規定に基づき債務保証損失引当金を算出する場合には、原則、毎事業年度継続して適用されていること。
- (ロ) 会計令第50条第2項の規定に基づき債務保証損失引当金を算出する場合には、算定方法について合理的な基準を作成し、その基準に基づき算出されていること。
- (ハ) 債務保証損失引当金については、当分の間、会計令第50条第2項の規定にかかわらず、同令附則第4項の規定を適用することができること。
- (ニ) 会計令附則第4項の規定の適用に当たり、同令附則付録第2のBの値を計算する過程において異常値が算出された場合には、適切かつ合理的な方法をもって補正されていること。また、同令附則第4項の規定に基づき算出を行う上で必要なデータが不足する場合には、法令に基づき融資機関が保有する情報を利用することができること。
- (ホ) 会計令附則第4項に規定する「個別の保証債務の額が大きい上位五百件の保証案件(保証債務の額が五千万円以上である保証案件を含む。)」とは、
 - ① 5,000万円以上の保証案件が500件以下の場合には、上位500件
 - ② 5,000万円以上の保証案件が500件以上の場合には、5,000万円以上の全案件であること。
- (ヘ) 会計令附則第4項を適用する場合における手順は、次の①から③までの手順とする。
 - ① 事業年度終了の時の保証残高から大口保証案件を除いたものについて、同令附則付録第2に掲げる算式により引当金を算出する。
 - ② 同令附則第4項に規定する大口保証案件について、当該保証案件ごとの被保証者の財務状況及び返済能力を個別に把握し、個別の予想される損失額に対する引当金を算出する。
 - ③ ①及び②で算出した引当金の合計額を債務保証損失引当金とする。

ホ 退職給付引当金

毎事業年度終了の時に必要額を積み立て、退職給与費の支出の必要が生じた場合には、当該引当金を取り崩して支出されていること。

(4) 求償権の償却

求償権の償却は、個別に審査し、回収不能と認められるものについて、信用基金からの保険金の支払を受けた保証債務の弁済に係る求償権（以下「保険金受領求償権」という。）にあっては、当該支払を受けた保険金の額に相当する部分につき支払準備金（保険金）が取り崩され、当該求償権のその他の部分及び保険金受領求償権以外の求償権にあっては、支払準備金（交付金）、求償権償却引当金、特別準備金又は特別支援金を取り崩されていること。

(5) 促進業務

剰余金が生じた場合には、翌年度に繰り越され、当該業務に関する欠損が生じた場合には、前年度からの繰越金をもって填補され、なお不足するときは翌年度に繰り越されていること。

3 基金等の管理

3-1 基金等の管理

基金及び信用基金からの借入金（以下「基金等」という。）の管理は、保証債務の弁済を適切に行うための流動性の確保に配慮しつつ、安全性及び効率性の観点から次のとおり検証するものとする。

(1) 基金等の管理方法は、次のとおりとなっていること。

- イ 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会への貯金、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託
- ロ 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、社債券又は貸付信託の受益証券の保有

(2) 基金等の管理に当たっては、その運用状況を常に把握し、適時・適切な措置が講じられる体制が整備されていること。

3-2 基金造成

基金造成は、保証残高や代位弁済の動向を勘案した適切な水準の確保に努めているか。

4 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

(1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等（注1）についての説明を行う（注2）ものとする。

（注1）基金協会の現状等

基金協会の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。

- イ 前回検査から当該時点までの当該基金協会の主な動き（増資、役員の変替等）
- ロ 直近決算の状況
- ハ ヒアリングを実施している場合にあっては、その結果
- ニ 監督上の措置（報告徴収、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ホ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ヘ その他必要と認められる事項

（注2）検査担当者へ説明する監督部局

基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。

- イ 検査担当者に対する説明部局は、農政局経営・事業支援部経営支援課（北海道農業信用基金協会については、農林水産省経営局金融調整課。5(2)イ及びニにおいて同じ。）
- ロ 財務局の検査担当者に対する説明部局は、当該財務局理財部金融監督第二課
- ハ 沖縄総合事務局農林水産部の検査担当者に対する説明部局は、沖縄総合事務局農林水産部経営課
- ニ 沖縄総合事務局財務部の検査担当者に対する説明部局は、沖縄総合事務局財務部金融監督課
- ホ 金融庁検査局の検査担当者に対する説明部局は、金融庁監督局総務課協同組織金融室

(2) 検査結果の通知等について

イ 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を1か月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第55条の規定に基づき求めるものとする。

なお、検査が行われた場合、農林水産省にあっては、農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課が法第55条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受領した際には、速やかに農林水産省経営局金融調整課及び基金協会が所属する都道府県に通知するものとし、金融庁にあっては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事

務局財務部金融監督課が法第55条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに金融庁監督局総務課協同組織金融室に進達するものとする。

ロ 上記イの報告書を受理した段階で、必要に応じて基金協会から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局との密接な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。

ハ 検査結果及び法第55条の規定に基づく報告書の内容等により、指摘した事項の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第55条の規定に基づき改善されるまでの間定期的に報告を求めるものとする。

ニ 農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課は農林水産省経営局金融調整課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は金融庁監督局総務課協同組織金融室と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、沖縄総合事務局農林水産部経営課における農林水産省大臣官房検査・監査部との連携については、沖縄総合事務局農林水産部農政課を、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における金融庁検査局との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。

5 基金協会に対する苦情等

5-1 苦情等を受けた場合の対応

基金協会に対する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び基金協会の制度を確立することが職務であることを説明するものとする。

5-2 報告

地方支分部局及び都道府県において、基金協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに本省庁担当課へ連絡（都道府県においては地方支分部局を経由する。）するものとする。

6 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

6-1 照会を受ける内容の範囲

農業信用保証保険法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

6-2 照会に対する回答方法

(1) 本監督指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

(2) 地方支分部局及び都道府県においては、回答に当たって判断がつかないもの等については、適宜、本省庁担当課へ連絡（都道府県においては地方支分部局を経由する。）するものとする。

(3) 本省庁担当課において、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により（都道府県からの照会にあつては、地方支分部局を経由する。）行い、当該回答書面を関係部局に配布するものとする。

7 行政処分に関する事項

7-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、法第56条の2第1項に基づく業務改善命令、業務停止命令や法令違反等に係る法第57条第1項に基づく役員解任命令、業務停止命令、解散命令等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第55条に基づく報告徴収

イ オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等報告書など）を通じて、基金協会の法令等遵守態勢、経営管理態勢、リスク管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第55条に基づき当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めるものとする。

ロ 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第55条に基づき追加報告を求めるものとする。

(2) 法第55条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

イ 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、基金協会の自主的な改善の取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うものとする。

ロ 必要があれば、法第55条に基づき定期的なフォローアップ報告を求めるものとする。

(3) 法第56条の2又は法第57条に基づく必要な措置を執るべき命令等

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合は、法第56条の2又は法第57条に基づき業務の改善計画の提出とその実行又は改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることやその他必要な措置を執るべき旨を命じることを検討するものとする。

(4) 法第56条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第56条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討するものとする。

(5) 法第57条に基づく業務停止命令

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重犯性や故意性・悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第57条に基づき、当該業務の停止を命じることを検討するものとする。併せて、法第56条の2又は第57条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討するものとする。

(6) 法第57条に基づく解散命令

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合は、法第57条第2項に基づく解散命令を検討するものとする。

(7) 標準処理期間

上記(3)から(6)の不利益処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書又は不祥事件等報告書（法第55条に基づく報告徴収を行った場合は、当該報告書）を受理したときから、原

則として2カ月以内（都道府県及び地方支分部局を經由して金融庁及び農林水産省に報告された報告書等を踏まえ、金融庁及び農林水産省が処分を行うこととなる。）を目処に行うものとする。

（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意するものとする。

イ 複数回にわたって法第55条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指す。

ロ 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指す。

（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報毎に適用する。

7-2 行政処分（不利益処分）と行政手続法等との関係

(1) 行政手続法との関係

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同法第13条第1項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意するものとする。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意するものとする。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意するものとする。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意するものとする。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意するものとする。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意するものとする。

7-3 意見交換制度

(1) 不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、基金協会からの求めに応じ、監督部局と基金協会との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

(2) このため、法第55条に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自基金協会に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した基金協会から、監督部局の幹部（注1）と当該基金協会の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督部局が当該基金協会に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見

交換の機会を設けるものとする。

(注1) 監督部局の幹部：金融庁監督局・農林水産省の担当課室長以上

(注2) 基金協会からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第55条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

7-4 都道府県知事が不利益処分等を行う場合の金融庁監督局（財務局を含む。）及び農林水産省（農政局を含む。）との連携

上記7-1(1)の不利益処分等をしようとする場合には、都道府県担当課は金融庁監督局（財務局を含む。）及び農林水産省経営局（農政局を含む。）担当課室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。

8 業務報告書等

法第55条の規定に基づく報告として、基金協会から業務報告書等の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「Ⅲの9」に従い金融庁監督局長及び農林水産省経営局長に対して送付するものとする。

9 書類の進達等

主務大臣に提出する書類については、所轄地方支分部局を経由して提出するものとし、地方支分部局においては、金融庁監督局長及び農林水産省経営局長へ進達するものとする。

IV 主要行等向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針との関係

上記内容に加え、主要行等向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針や中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において示された監督上の留意点のうち、基金協会の監督にも当てはまるものについては、適宜参照するものとする。

附則

この監督指針は、通知の日から施行する。

なお、農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（平成10年6月17日付け蔵銀第1659号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知）については、廃止する。

附則

本改正は、平成29年5月30日から適用する。